

令和4年8月24日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県環境審議会

会 長 青 木



鳥獣保護区特別保護地区の更新について（答申）

令和4年6月27日付け4自環第222号で諮問のありましたこのことについては、別添  
のとおり答申します。

担当 愛知県環境審議会事務局

（愛知県環境局環境政策部

環境政策課企画・広報グループ）

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）

別添

森林公園鳥獣保護区特別保護地区計画書（答申）

【指定】

令和4年8月24日

愛知県環境審議会

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称

森林公園鳥獣保護区特別保護地区

### (2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域

愛知県森林公園植物園東門を起点として、同公園内の植物園と一般公園との境界を南へ約 450m 進み県有林地と民有地との境界（尾根）に達し、同境界（尾根）を西へ約 1,500m 進み市道平子線に達し、同市道を西へ約 200m 進み市道巡検道線に達し、同市道を北へ約 300m 進み県有林地と愛知県消防学校敷地との境界に達し、同境界を西へ約 200m 進み、更に南西へ約 200m 進み県有林地と民有地との境界に達し、同境界を北西へ約 900m 進み、更に北東へ約 1,000m 進み、更に南東へ約 300m 進み市道巡検道線に達し、同市道を南へ約 100m 進み付替道路に達し、同道路を北東へ約 750m 進み植物園と愛知県森林公園ゴルフ場との境界に達し、同境界を南東へ約 270m 進み、更に北東へ約 270m 進み岩本池の堰（えん）堤の延長線上に達し、同所から同線上を南東へ約 30m 進み岩本池の堰（えん）堤の北端に達し、同堰（えん）堤を南東へ約 150m 進み同堰（えん）堤の南端に達し、同所から北東へ直線で約 100m 進み展望台に達し、同所から南東へ直線で約 120m 進み大道平池のフェンス（日本庭園の突端）に達し、同所から同フェンスを南東へ約 250m 進み植物園と一般公園との境界に達し、同境界を南へ約 250m 進み起点に達する線に囲まれた一円の区域。ただし、民有地（約 1 ヘクタール）を除く。約 165 ヘクタール

### (3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和 4 年 11 月 1 日～令和 14 年 10 月 31 日（10 年間）

## 2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

### (1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地

### (2) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

森林公園鳥獣保護区は、名古屋市及び尾張旭市にまたがる「愛知県森林公園」を中心とする区域で、市街地の中にありながら落葉広葉樹、常緑広葉樹等の広大な森林が広がっており、このような自然環境を反映して、コゲラ、ウグイス、シジュウカラ等平地から低山帯の鳥類が年間を通じて多く観察される。

特に、当該鳥獣保護区の中でも「愛知県森林公園」は、シデコブシ、シラタマホシクサ等「東海丘陵要素」と呼ばれるこの地域特有の植物が生育している貴重な地域であるとともに、公園内の植物園には約 300 種の樹木が植栽されており、クロガネモチ、ナンキンハゼ、ウメモドキ等鳥類の餌となる実をつける植物が豊富にあることから、鳥獣保護区の中でも採餌場として特に重要な地域である。

このため、当該地域は、特に保護を図る必要があると認められることから、その一部を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護及び

当該鳥獣の生息地の保全を図るものである。

(3) 保護管理方針

ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ 定期的に巡視を実施する等により、生息地の保護を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

エ 鳥獣の生息に影響を及ぼさない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり。

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概況

ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

この区域は、名古屋市守山区の北東部及び尾張旭市の北部に位置する愛知県森林公園の一部である。

イ 地形、地質等

この区域は、亜炭をはさんだ粘土質であるため、雨水の地下浸透を遮り、丘は乾燥し、谷は湿地になっている。

ウ 植物相の概要

この区域はかつては禿げ山であったが、戦後森林化が進み、マツ類やコナラ、ヤシヤブシ等が植栽された。現在はコナラ等の落葉広葉樹、アラカシ等の常緑広葉樹が混交し、この地域特有のシデコブシ、シラタマホシクサなどの東海丘陵要素と呼ばれる植物群も見られる。また、森林公園内の植物園地区には、クロガネモチ、ナンキンハゼ、ウメモドキ等約300種の樹木が植栽されている。

エ 動物相の概要

この区域は市街地と近接しているが山林にも近く、コゲラ、シジュウカラ、メジロ等の平地から低山帯の鳥類が多く生息する。岩本池では、夏季にはサギ類が、冬季には多数のカモ類が飛来する。獣類では、タヌキ、イタチ等に加え、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカ等の大型獣類が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域内においては目立った被害はない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

損失補償請求の見込みはない。

6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 1 本

7 指定の理由

市街地の近郊を主な生息環境とする鳥獣について、保護、繁殖及び誘致を図ることを目的として、この地区を特別保護地区として継続指定することが望まれる。

8 参考事項

(1) 当初指定

昭和 57 年 10 月 29 日愛知県告示第 1074 号

(2) 経緯

平成 4 年 10 月 30 日愛知県告示第 1009 号 指定

平成 14 年 10 月 29 日愛知県告示第 773 号 指定

平成 24 年 10 月 30 日愛知県告示第 639 号 指定

別表 1 特別保護地区の面積内訳

## 形態別面積内訳

	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	165 ha	— ha	165 ha
林野	135 ha	— ha	135 ha
農耕地	— ha	— ha	— ha
水面	13 ha	— ha	13 ha
その他	17 ha	— ha	17 ha

## 所有別面積内訳

	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	— ha	— ha	— ha
地方公共団体有地	152 ha	— ha	152 ha
都道府県有地	150 ha	— ha	150 ha
市町村有地等	2 ha	— ha	2 ha
私有地	— ha	— ha	— ha
公有水面	13 ha	— ha	13 ha

## 他法令による規制区域

	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然公園法による地域	— ha	— ha	— ha
特別保護地区	— ha	— ha	— ha
特別地域	— ha	— ha	— ha
普通地域	— ha	— ha	— ha
文化財保護法による地域	— ha	— ha	— ha

別表2 生息する鳥類一覧

No.	分類				夏季	冬季	集計	種の指定等
	目名	科名	種名	学名				
1	キジ目	キジ科	コジュケイ	<i>Bambusicola thoracicus</i>	○	○	○	
2	カモ目	カモ科	ヨシガモ	<i>Anas falcata</i>		○	○	
3			マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>		○	○	
4			カルガモ	<i>Anas zonorhyncha</i>	○	○	○	
5			ハシビロガモ	<i>Anas clypeata</i>		○	○	
6			ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>		○	○	
7			キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>		○	○	
8			ミコアイサ	<i>Mergellus albellus</i>		○	○	○
9			カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis</i>	○	○
10	カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus</i>				○	○	
11	ハト目	ハト科	キジバト	<i>Streptopelia orientalis</i>	○	○	○	
12	カツオドリ目	ウ科	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>	○	○	○	
13	ペリカン目	サギ科	アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>	○	○	○	
14			ダイサギ	<i>Ardea alba</i>	○	○	○	
15	ツル目	クイナ科	オオバン	<i>Fulica atra</i>		○	○	
16	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	<i>Cuculus poliocephalus</i>	○		○	
17	タカ目	タカ科	トビ	<i>Milvus migrans</i>	○	○	○	
18	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	<i>Alcedo atthis</i>	○	○	○	
19	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	<i>Dendrocopos kizuki</i>	○	○	○	
20			アオゲラ	<i>Picus awokera</i>	○	○	○	
21	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus</i>	○		○	VU
22		モズ科	モズ	<i>Lanius bucephalus</i>		○	○	
23		カラス科	カケス	<i>Garrulus glandarius</i>		○	○	
24			ハシボソガラス	<i>Corvus corone</i>	○	○	○	
25			ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>	○	○	○	
26		シジュウカラ科	ヤマガラ	<i>Poecile varius</i>	○	○	○	
27			シジュウカラ	<i>Parus minor</i>	○	○	○	
28		ツバメ科	ツバメ	<i>Hirundo rustica</i>	○		○	
29		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>	○	○○	○	
30		ウグイス科	ウグイス	<i>Cettia diphone</i>	○	○	○	
31		エナガ科	エナガ	<i>Aegithalos caudatus</i>	○	○	○	
32		チメドリ科	ソウシチョウ	<i>Leiothrix lutea</i>		○	○	
33		メジロ科	メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>	○	○	○	
34		ムクドリ科	ムクドリ	<i>Spodiopsar cinereus</i>		○	○	
35		ヒタキ科	シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>		○	○	
36			ツグミ	<i>Turdus naumanni</i>		○	○	
37			ルリビタキ	<i>Tarsiger cyanurus</i>		○	○	
38			ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus</i>		○	○	
39			キビタキ	<i>Ficedula narcissina</i>	○		○	
40		スズメ科	スズメ	<i>Passer montanus</i>	○	○	○	
41		セキレイ科	キセキレイ	<i>Motacilla cinerea</i>		○	○	
42			ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>	○	○	○	
43	セグロセキレイ		<i>Motacilla grandis</i>	○		○		
44	アトリ科	カワラヒワ	<i>Chloris sinica</i>	○	○	○		
45	ホオジロ科	ホオジロ	<i>Emberiza cioides</i>		○	○		
46		アオジ	<i>Emberiza spodocephala</i>		○	○		
合計	12目	27科	46種	-	27種	40種	46種	1種

別表 3 生息する獣類一覧

分類					夏季	冬季	集計	種の指定等
No.	目名	科名	種名	学名				
1	モグラ目（食虫目）	モグラ科	モグラ属sp.	<i>Mogera</i> sp.	○	○	○	
2	ネズミ目（齧歯目）	リス科	ニホンリス	<i>Sciurus lis</i>	※	※	※	
3	ネコ目（食肉目）	イヌ科	タヌキ	<i>Nyctereutes procyonoides</i>	○	○	○	
4			キツネ	<i>Vulpes vulpes</i>	○		○	
5		イタチ科	イタチ属sp.	<i>Mustela</i> sp.		○	○	
6	ウシ目（偶蹄目）	イノシシ科	イノシシ	<i>Sus scrofa</i>	○	○	○	
7		シカ科	ニホンジカ	<i>Cervus nippon</i>	※	※	※	
8		ウシ科	ニホンカモシカ	<i>Capricornis crispus</i>	※	※	※	天然記念物
合計	4目	7科	8種	-	7種	7種	8種	1種

別表 2, 3 備考

- 令和3年度に愛知県が実施した生息調査で確認された種。
- 表示順及び分類は、水辺の国勢調査の令和3年度生物リストに準拠した。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。  
環境省レッドリスト2020（環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室、令和2年3月）に従った。  
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類  
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足  
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種  
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種  
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は本調査において確認できた鳥獣。
- 夏季調査は令和3年7月15日、冬季調査は令和3年12月3日、いずれも午前中に実施した。
- ※については、令和2年度に市町村職員等を対象として、過去1年間に該当地域で目撃、捕獲の有無について行ったアンケート調査等で生息を確認した。